

平成28年 第4回定例会 主な議案審議から

委員会報告

○●決算の認定●○

▽平成27年度一般会計歳入歳出決算認定(賛成者多数)

▽平成27年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定(賛成者多数)

▽平成27年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定(賛成者多数)

▽平成27年度介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算認定(全議員賛成)

▽平成27年度介護保険特別会計(サービス事業勘定)歳入歳出決算認定(全議員賛成)

▽平成27年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定(全議員賛成)

▽平成27年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定(全議員賛成)

決算審査特別委員会に付託されていた全7会計は、いずれも委員会報告に対し、討論(反対・賛成)の上、認定されました。

人事案件

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
人権擁護委員に、西村昇一氏(1区20)が推薦され、適任と答申されました。

条例の改正

▽税条例の一部改正
租税条約を締結していない特定の国を指定して、同条約と同様に国際的三重課税を防ぐための法律改正であり、今回初として中華民国(台湾)が指定されたことに伴い条例の一部を改正するもので、平成29年4月1日から施行する。

▽職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
介護休暇の分割取得及び介護時間の新設などの制度化に

ついて、本年8月に人事院勧告され、法律の一部改正があったことに伴い条例の一部を改正するもので、平成29年1月1日から施行する。

▽証人等の費用弁償に関する条例の一部改正

農業協同組合法等の法律の施行は、農業委員会の見直しを行うべく、農業委員会等に関する法律の一部改正がされたことにより、本条例の趣旨規定の一部を改正するもので、公布の日から施行する。

▽農業委員会委員の定数に関する条例の全部改正

昨年9月に制定された農業協同組合法等の法律において、本年4月より施行された農業委員会等に関する法律の一部改正により、公選制の廃止に伴い改正するもので、公布の日から施行する。

▽家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)を

補正予算

加える条例改正であり、公布の日から施行する。
以上の5件は、原案のとおり可決されました。

▽平成28年度一般会計補正予算(第7号)

補正の主なものは、
○ふるさと妹背牛応援寄附特産品贈呈事業委託料
3,650万円追加

○ふるさと妹背牛応援基金積立金
5,500万円追加
等で、歳入歳出それぞれ1億1千815万円を追加しました。

▽平成28年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
補正の主なものは、
○償還金及び還付加算金
537万6千円追加

等で、歳入歳出それぞれ542万2千円を追加しました。

▽平成28年度介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）

補正の主なものは、

○介護予防・日常生活支援サービス給付費

233万5千円追加

等で、歳入歳出それぞれ208万2千円を追加しました。

▽平成28年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○普通旅費 3万4千円減額

○計装設備設計調査費等委託料 32万3千円減額

○計装設備更新工事等請負費 35万7千円追加

▽平成28年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

補正の主なものは、

○農業集落排水事業費修繕料 100万円追加

○個別排水処理事業費修繕料 137万2千円減額
等で、歳入歳出それぞれ147万5千円を減額しました。

以上の5件は、原案のとおり可決されました。

指定管理者の指定

▽妹背牛温泉

○指定管理者となる団体の名称 有限会社 妹背牛振興公社

○指定の期間

平成29年4月1日～

平成30年3月31日

原案のとおり可決されました。

意見書

▽大雨災害に関する意見書

▽JR北海道への経営支援を求める意見書

▽JR北海道の鉄道事業の維持存続に向けた意見書

▽後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書

以上の4件は、原案のとおり可決され、各関係機関に提出されました。

平成28年 第5回臨時会

第5回臨時会は、12月1日に招集され、承認1件、議案3件が審議されました。

専決処分の承認

▽平成28年度一般会計補正予算（第6号）

補正の主なものは、

○災害対策費出水対策器材借上料 132万1千円追加
等で、歳入歳出それぞれ132万8千円を追加されることが承認されました。

▽町長等の給与に関する条例の一部改正

町長及び副町長の期末手当の年間支給0・1月分引き上げに関する改正。（旧教育長についても適用とする）

▽議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

議会議員の期末手当の支給に関し、条例の一部を改正するもの。

以上3件は、原案のとおり可決されました。

条例の改正

▽職員の給与に関する条例の一部改正

本年8月の人事院勧告を参酌した中で、月例給として俸給表を平均0・2%の引き上げ並びに年間0・1月分の勤勉手当の引き上げ等に関する改正。



議会は公開が原則です

- ・定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回開かれます。
 - ・臨時会は必要のつど開かれます。
- どうぞお気軽に議会を傍聴しましょう。